市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は，令和　　年　　月　　日付けで締結した（主）岡山赤穂線（宍甘交差点）補償再算定業務委託（8-1）に係る契約（以下「契約」という。）に基づいて取り扱う，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報であって甲が保有するもの（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し，もって個人の権利利益を保護するため，法に基づき，次のとおり覚書を締結する。

（個人情報保護の基本原則）

第１条　乙は，個人情報の保護の重要性を認識し，この契約に基づく業務を実施するに当たり，個人の権利利益を侵害することのないよう，保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は，この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ，又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

（責任者の指定）

第３条　乙は，保有個人情報を適切に管理するため，個人情報受託管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

２　責任者は次に掲げる者とする。

職　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　責任者は，保有個人情報が適正に取り扱われるよう乙の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）を指揮監督しなければならない。

（業務従事者への周知）

第４条　乙は，直接的であるか間接的であるかを問わず，業務従事者に対して，在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ，又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど，保有個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

第５条　乙は，この契約に基づく業務に係る保有個人情報の漏えい，滅失，改ざん，又は損傷の防止その他の保有個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また保有個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から，利用目的，業務の内容，個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し，必要に応じ，氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

第６条　乙は，保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし，契約において再委託が認められており，かつ，あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面により申請し，甲の承認を受けた場合はこの限りではない。なお，再委託する場合にあっては，乙は，再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に対してもこの覚書の内容に相当する程度の措置を講じなければならない。

（1）契約の名称
（2）再委託先名（住所，商号又は名称及び代表者職氏名）
（3）再委託する理由
（4）再委託契約の内容（契約年月日，履行場所及び委託期間）
（5）再委託して処理する内容
（6）再委託先が取り扱う個人情報

２　前項の書面には，乙と再委託先との間でこの覚書に準じて締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付しなければならない。

（収集の制限）

第７条　乙は，この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは，当該業務の目的を達成するために必要な範囲で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第８条　乙は，甲の指示又は承諾がある場合を除き，この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し，又は第三者に提供してはならない。

（複写，複製の禁止）

第９条　乙は，甲の指示又は承諾がある場合を除き，この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を複写し，又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

第１０条　甲は，乙が取り扱う保有個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また，甲は必要と認めたとき，乙に対し保有個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め，又は乙が保有個人情報を取り扱う場所で，当該取扱状況を確認することができる。

（業務従事者の監督）

第１１条　乙は，業務従事者に対し，保有個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに，その目的外利用を禁止するものとする。

２　乙は，本件業務の遂行上，実際に保有個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし，当該業務

従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
３　乙は，業務従事者が退職する場合，当該業務従事者に対し，退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど，在任若しくは在職中に知り得た全ての保有個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。
（改善の指示）
第１２条　甲は，報告，資料の提出又は実地検査の結果，乙において保有個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは，乙に対し，その理由を書面により通知かつ説明した上で，安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
２　乙は，前項の要請を受けたときは，安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。
（記録の搬送等）
第１３条　乙及び乙の従事者は，保有個人情報を搬送等するときは，保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで，安全，確実に行わなければならない。
（廃棄等）
第１４条　乙は，この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報について，甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは，確実かつ速やかに甲への返却，廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお，乙がこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報の廃棄等を行う場合には，甲の立会いのもとに返却，廃棄又は消去しなければならない。
（事故発生時における報告）
第１５条　乙は，この契約に基づく保有個人情報に関する事項に違反する事態が生じ，又はおそれがある場合は，直ちに甲へ報告し，甲の指示に従うものとする。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。
第１６条　甲は，乙がこの覚書の記載事項に違反した場合は，契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。
（罰則等の周知）
第１７条　乙は，保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用（法第１７６条及び第１８０条）について，乙の従事者に周知し，徹底させなければならない。
（その他）
第１８条　この覚書について疑義が生じたときは，甲，乙協議のうえ，解決するものとする。

上記合意の証として本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者　甲　岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市
岡山市長　　大　森　　雅　夫　　印

受託者　乙　住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印